

水上バイク・ボードセーリングご利用の皆さんへ

木曾川は、魚類・生物・植物などの自然が一杯あり、河川の水も飲み水・農業用水・漁業など広く利用されています。また、マリンスポーツ・レジャーなどとしても利用されています。水上バイクやボードセーリングの利用に当たって下記のルールやモラルを守って利用してください。

1. 利用禁止区域

- 馬飼大橋（大堰）から上流約600メートル（兩岸の水際に黄色旗の標識）の間は利用できません。
- 東海大橋から馬飼大橋までの間は、アユ・サツキマス網漁の区域となっておりますので、この水面への立ち入りはできません。
- 9月1日から11月30日までの間は、木曾川橋（名神高速）より上流はアユ漁のため立ち入りできません。
- 濃尾大橋から上流の区域を利用しないこと。

2. 利用区域

- **ボードセーリング**：距離標26.6km（兩岸の水際に黄色旗の標識）から距離標28.2km（兩岸の水際に赤色旗の標識）の間1600メートル
- **水上バイク**：距離標28.2km（兩岸の水際に赤色旗の標識）から濃尾大橋の間5800メートル

3. 利用にあたっての注意事項

- 水上バイクを利用するときは、船舶免許、船舶検査書、法定安全備品が必要です。
- 日没後から夜明けまでの夜間の航行は、行わないこと。
- 水道取り入れ口や砂利採取船付近に絶対近づかないこと。
- 水上バイクにガソリンやオイルを給油する際はこぼさないようにすること。
- 漁業舟や魚釣り人の近くを航行しないこと。
- 漁網等を勝手に引き上げたりしないでください。
- ゴミは、必ず持ち帰りましょう。
- 排気騒音の大きい水上バイクの利用をしないでください。
- 車の駐車は、所定の場所に駐車すること。



警告

この注意事項が守られない場合、
ここは将来的に閉鎖されることとなります。

木曾川大堰上流水面利用協議会

羽島市、尾西市、祖父江町、稲沢、一宮、羽島警察署、木曾川・長良川下流漁協、木曾川漁協、
木曾三川砂利特定採取協同組合、国土交通省木曾川上流河川事務所、国土交通省中部運輸局、
(独)水資源機構木曾川用水総合管理所、愛知県尾張水道事務所、名古屋市上下水道局技術本部浄水部、
木曾三川公園管理センター、水上バイク安全協会(PWSA)中部地方本部、(有)プロス、NEW HASHIMA

水上オートバイの規制について

近年、アウトドアブームの普及により、県内の河川を取りまく環境は多様な変化を見せています。

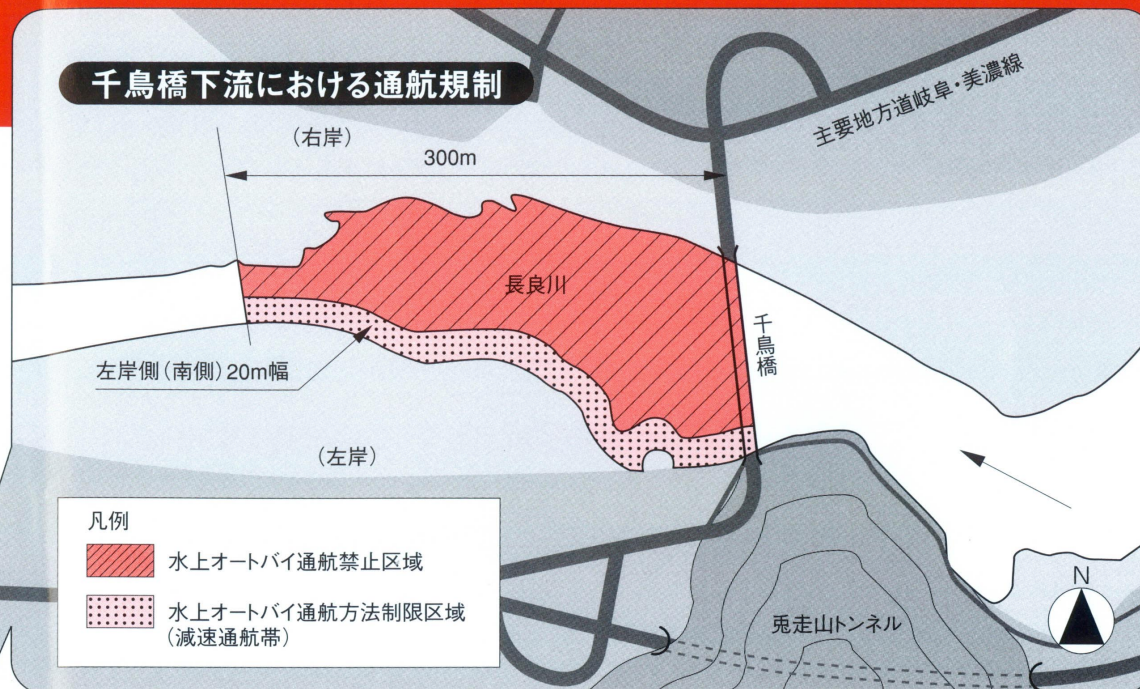
河川の水面利用においては、水上オートバイの通航によって他の河川利用者、例えば水泳、水遊び、キャンプ、バーベキューなどの利用者と著しい近接・混在がみられる地区があります。

特に、問題が見られる岐阜市内の長良川において、昨年河川利用実態調査を実施しましたところ、千鳥橋下流付近で、特に水遊び、バーベキュー等の河川利用者と水上オートバイ利用者との間に著しい近接・混在が見られ、危険な状況であることが確認されました。

また、国土交通省木曾川河川工事事務所と県では、長良橋から上流の藍川橋の間における水上オートバイの問題について「長良川水上オートバイ等通航対策協議会」を設け、通航方法を検討しました。

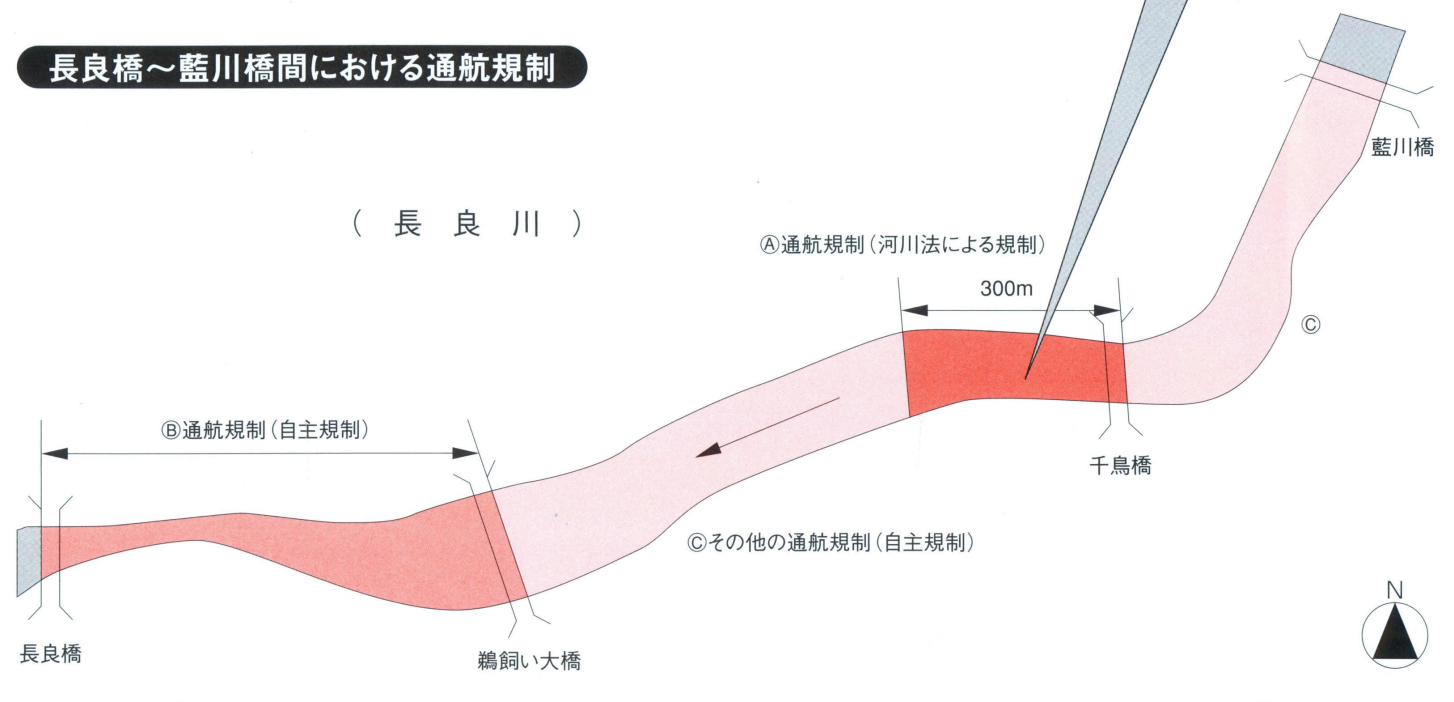
その結果、より安全で快適な河川利用のため、水上オートバイの通航ルールを次のとおり定め、ルールを守り、みんなの長良川として楽しく利用しましょう。

なお、千鳥橋下流における通航規制は、河川法により平成13年7月20日から適用となります。



長良橋～藍川橋間における通航規制

(長良川)



水上オートバイの通航ルール

- ①通航規制(河川法による規制)**
 区 間:千鳥橋から下流300m
 規制内容:5月1日から10月31日まで終日通航禁止
 ただし、左岸側(南側)20m幅は減速通航帯
 違反した場合は、河川法の規定により罰せられます。
- ②通航規制(自主規制)**
 区 間:長良橋から鵜飼い大橋まで
 規制内容:年間を通じて終日通航禁止
- ③その他の通航規制(自主規制)**
 区 間:長良橋から藍川橋までの上記以外の区間
 規制内容:年間を通じて、午後5時から翌日の午前11時まで通航禁止

川を利用している他の人の邪魔をしないこと。

漁業関係者の邪魔をしないこと。

ゴミは持ち帰り、河川を汚さないこと。

安全通航に心がけること。